平成２６年（フ）第２３７号
埼玉県狭山市狭山台１丁目29番地の１　706
債務者　倉地　君江
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩川　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月27日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２６３号
兵庫県伊丹市南町２丁目３番22―404号、前住所兵庫県西宮市戸崎町２番30号
債務者　杉本　金五
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中園江里人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２６４号
兵庫県西宮市浜甲子園３丁目７番５―203号、前住所兵庫県西宮市松山町２番29号
債務者　杉本　和彦
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中園江里人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５８１号
さいたま市岩槻区大字黒谷2158番地28
債務者　戸張　雅紀
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２５６号
埼玉県三郷市上口１丁目98番地　ルミエールＣ102号室、旧住所埼玉県三郷市早稲田５丁目５番地１　ＬＭ三郷早稲田公園304号室
債務者　廣瀬　功一
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　潤一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
堺市南区竹城台１丁２番17―302号、営業所堺市中区深井沢町3143番地　アミューレット深井302号室、前住所堺市中区東八田170番地２　グランドール129―202号
債務者　明石建築設計事務所こと　明石　政一
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋田　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２１１号
兵庫県尼崎市大物町１―10―３フォンタルナウ201白鳥方、住民票上の住所兵庫県宝塚市中山桜台６丁目18番２―918号
債務者　仁　　和寿
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾藤　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３３号
兵庫県西宮市神原11番15―505号
債務者　山本恵津子
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　文恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３９号
大阪府吹田市五月が丘北13番８―306号、前住所兵庫県西宮市今津曙町４番１号
債務者　北風　　健
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立友季世
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１４０８号
大阪府八尾市山本町南７丁目８番22号　プランドール202号
債務者　柴田　祐里（旧姓津田）
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６８号
山形市松波４丁目５番１―202号　ネオハイツ県庁南
債務者　海老名美紀
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８３号
山形市江南４丁目３番12号　佐藤アパート201号
債務者　松田　国裕
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８４号
山形市緑町３丁目５番１―302号　東マンション
債務者　石塚　　司
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５０号
愛知県豊田市東梅坪町10丁目５番地27　菱田荘６号、前住所岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字稲荷29番地
債務者　髙橋　義彦
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７４５号
大阪府池田市緑丘２丁目２番19―305号
債務者　岩井　俊明
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８９９号
大阪市東淀川区井高野２丁目４番７―503号
債務者　岡　　陽介
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９３８号
大阪市浪速区幸町１丁目３番34―403号
債務者　倉本　敏枝
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部